

令和5年1月27日		
所 属	総合政策局企画管理課	人事課
所属長	阿部 浩太郎	木山 幸介
電 話	06-6489-6129	06-6489-6177

個人情報を含む公用スマートフォン紛失の経緯及び今後の対応について

総合政策局武庫地域振興センター武庫地域課に勤務する職員が、職務上携帯している個人情報を含む公用スマートフォンを紛失した事案に関しまして、関係職員に聞き取りを行うなど、詳細な経緯について調査を進めたところ、当該職員による事実と異なる報告や重要な事実を報告していなかったことが明らかとなり、その結果、令和4年12月13日付け記者発表資料「地域振興推進業務における個人情報を含む公用スマートフォンの紛失について」の内容についても一部事実と異なることが判明いたしましたのでお詫びして訂正いたします。

市民の皆さまの信頼を大きく損ねることとなりましたことを深く反省し、適正な管理の徹底と再発防止に万全を期してまいります。

1 当初の内容(12月13日及び16日付け記者発表内容)

日時	内容
12月8日(木) 21:00頃	・帰宅後、公用スマートフォンを所持していないことに気づき、自宅を探すが見つからなかったことから、職場に置いているものと判断
12月9日(金)	・事前に承認された休暇を取得
12月12日(月) 8:30頃 13:00頃 13:30頃 13:45頃	・出勤後、職場内を捜索するも見つからず ・上司に紛失を報告 ・尼崎南警察署へ遺失物届を提出 ・携帯電話会社に当該スマートフォンの使用停止手続き ・SNS(LINE)事業者にアカウント削除を要請
12月15日(木) 11:00頃	・市内の当該職員の自宅付近で同課職員が公用スマートフォンを発見

2 調査により新たに判明した内容

日時	内容
12月1日(木)	・職場の上司・同僚等との食事会で飲食後、帰宅途中で財布、免許証に加えて公用スマートフォンを紛失
12月2日～5日	・2日の業務後に手元がないことに気づき、その後5日まで私用スマートフォンから公用スマートフォンに複数回電話をかけるも発見できず
12月5日(月)	・昼休みに職場を探しても発見できず。財布、免許証、公用スマートフォンの遺失物届を提出
12月6日～8日、11日	・自宅周辺、自宅内を探しても発見できず
12月12日(月)	・公用スマートフォンの遺失物届を12/5に既に提出していたが、上司・職場には報告せず、この日に初めて提出したように装い、実際には提出せず
12月15日(木)	・公用スマートフォンを発見後、遺失物届(公用スマートフォン、財布、免許証)を取り下げる。その際、上司、職場には12/5に公用スマートフォンの遺失物届を提出していた事実は打ち明けず

3 対応

(1) 職員の処分

(ア) 公用スマートフォンを紛失した職員

- ①対象者 総合政策局 書記
- ②処分内容 減給1月(給料の月額の10分の1)(地方公務員法第29条第1項第1号及び第3号)
- ③処分日 令和5年1月25日
- ④処分理由 事実と異なる報告や重要な事実を報告しなかったことで、事実ではない報告に基づく誤った経緯・経過が公表され、市政全体への信用を著しく損なった。また一連の行動により、紛失後の対応が遅れたことで情報漏洩のリスクを高めることになった。

(イ) 管理監督者

- ①対象者 総合政策局 所長
総合政策局 課長
- ②処分内容 所属局長口頭厳重注意(尼崎市職員の訓戒等の措置に関する要綱に基づく措置)
- ③処分日 令和5年1月25日
- ④処分理由 部下である職員の公用スマートフォンへの管理意識を十分に醸成していたとは言えず、管理監督者としてその職務上の注意義務を十分に果たしていたとは言えない。

(2) 再発防止に向けた取組

公用のモバイル端末の管理及びセキュリティ対策に関する通知文を発出し、全庁向けに周知徹底を図りました。

地域課においては、「所属長による毎日の所持状況の確認」や「紛失時に追跡できる機能の追加」等、紛失防止、紛失時の早期発見に向けた対応のほか、「勤務時間外の持ち出しルールの整備・徹底」等、運用面における見直しも行うことで、情報漏洩防止や職員のセキュリティ意識の向上を図るとともに、あわせて「情報セキュリティ実施手順」を改訂いたしました。

今後改めて地域課職員に公用スマートフォンの取扱いに係る研修を実施し、適正な管理、運用について徹底を図ります。

以上